

環境配慮計画（実施）書について

宮城県環境マネジメントシステム（ISO14001）において環境目的・目標の項目が123あり、その内公共事業の実施時における環境負荷の低減に関する目標が10項目あります。その中の1項目に環境配慮計画（実施）書を作成することを掲げております。

環境配慮計画（実施）書は請負業者が作成し発注者に提出するものであり、施工計画書の環境対策の欄に記載してもらいます。以下にとり組むべき内容の主な例を記載しますが、記載項目・内容については強制するものではなく、例にとらわれずに作成するものとし、下記事項以外についても配慮することとします。様式については任意とし、各現場（各会社）で、「出さること」、「力を入れること」等を記載してもらいます。また、環境配慮計画書を基に発注者側が環境配慮パトロールを定期的実施します。

< 記載例 >

環境配慮計画（実施）書

1 土壌汚染等に関する対策

周辺環境

- ・ 工事を円滑に進めるために近隣の環境保全に努める。
- ・ 工事車両出入口付近の一般道には泥等が搬出し汚すことがないように配慮する。また、汚した場合には、速やかに清掃する。
- ・ 残土、砂類の搬出入時には、荷台にシートカバーを使用し、積載物の落下のないようにします。
- ・ 積載の落下がないように過積載を防止するとともに、パトロールを行い環境保全に努める。
- ・ 現場内は、常に整理整頓を心がけ釘、コンパネ、その他道具等が落ちていないよう清掃を行う。
- ・ 当工事において設置した工事標識は、定期的に点検、清掃を行う。
- ・ 水質、土壌に影響を与えるような油、濁水等の流出に対しての緊急時の対応について明示。
- ・ 野焼き禁止の徹底。
- ・ 濁水が発生するため、直接流出しないように汚濁防止フェンスを設置する。
- ・ 大雨時の濁水等の流出の防止。
- ・ 大雨時の点検、パトロールの実施。
- ・ 水質汚濁防止法等関係法令を遵守すること。

油脂類

- ・ 重機類の油脂類の流出がないよう点検整備を徹底するとともに、給油の際にもこぼしたりしないよう注意します。
- ・ オイル吸着マットの常備。
- ・ 発電機及びホームタンクは、平坦な場所に置きオイルパンを設置する。
- ・ ホームタンクは突風等で倒れたりしないようにロープ等で控えを取る。
- ・ 給油対象機器の残燃料を確認し、給油可能容量の把握をする。
- ・ ポリタンク等で運搬するときは、栓の密閉を確認の後運搬する。
- ・ 給油上限ラインまで給油し、それ以上は給油しない。
- ・ 給油後は、給油口栓の密閉状態を確認する。
- ・ ホースの取付部からの漏れ、ホースのひびにじみがあるか確認。

その他

2 騒音・振動・大気汚染に関する対策

発生抑制

- ・ 工事車両は走行スピードを控え、騒音、振動に配慮する。
- ・ 建設機械については、点検整備を行い、その不備に起因する騒音、振動を防止する。
- ・ 工事車両は不必要なエンジンの空ぶかしを避け騒音の防止に努める。
- ・ アイドリングストップを実施する。（概ね20秒以上停止する場合実施）
- ・ 工事車両は交通法規を遵守します。
- ・ 現場周辺の住民の迷惑にならないように極力機械類の使用時間（作業時間）が短くなるように作業の手順に留意します。

- ・ 早朝、昼休み、夜間作業はしないようにします。
- ・ 排ガス対策型、低騒音型機材を使用する。
- ・ 発電機に防音のためのカバーを掛ける。
- ・ 騒音規制法、振動規制法、大気汚染防止法等関係法令を遵守すること。

P R

- ・ 工事に伴う騒音、振動の影響があると思われる家屋に対して、工事内容、連絡先を記入したチラシを配布し理解を得る。

その他

3 建設副産物に関する対策 発生抑制

- ・ 余剰コンクリートはプラント工場へ持ち帰る。
- ・ 端材が発生しないよう発注及び計画をする。
- ・ 木等はできるだけ移植する。

リサイクル

- ・ 当工事で発生した残土は、自工事及び他工事（他工区）の盛土として再利用する。
- ・ 土砂掘削時に雑物などの混入を防ぎ、盛土材や埋戻しなどにできる限り利用します。
- ・ コンクリート型枠の内、擁壁工については、鋼製型枠を使用する。
- ・ コンクリート型枠は、再生可能な材質のものを使用する。（鋼製、FRP等）
- ・ コンクリート型枠は、転用する。
- ・ アスファルト塊、コンクリート塊、木くず等は再資源化施設へ搬出する。
- ・ 解体構造物は、分別解体し、それぞれを再資源化施設へ搬出する。
- ・ アスファルト塊、コンクリート塊は移動式破砕機を用いて砕石化し現場で利用する。
- ・ 木くずは移動式破砕機を用いてチップ化しマルチング材として利用する。
- ・ リサイクル法、建設リサイクル法等関係法令を遵守すること。

適正処理

- ・ 建設副産物の発生を抑制するとともに、再生利用の促進に努め、使用不可能なものについては、監督員と協議を行い適切な処置を行います。
- ・ 不良土や含水比の多い土は監督員の指示により処理します。
- ・ マニフェストの確認の徹底（委託業者の処理状況の確認）
- ・ エコマーク、宮城県廃棄物再生資源利用製品、グリーン購入法等に適合した商品を使用する。
- ・ 廃棄物処理法等関係法令を遵守すること。

その他

- ・ 職員、下請会社、従業員に対して建設副産物対策について教育を実施。
- ・ 再生資源利用計画書、再生資源利用促進計画書の作成。

4 一般廃棄物に関する対策 発生抑制

- ・ コピー用紙の使用量を減らす。（電子化によるペーパーレス、両面コピー）

リサイクル

- ・ コピー用紙は再生紙を使用する。
- ・ コピー用紙以外の事務用品についても再生品を使用する。
- ・ エコマーク、宮城県廃棄物再生資源利用製品、グリーン購入法等に適合した商品を使用する。

適正処理

- ・ 工事以外で発生する廃棄物の分別回収の徹底（吸い殻、ビン、カン、ペットボトル、乾電池、蛍光灯、コピー用紙等）
- ・ 廃棄物処理法等関係法令を遵守すること。

その他

5 その他

省エネ

- ・ 電力使用量の削減（こまめな消灯、省エネ型の冷暖房機の使用）

体制

- ・ 場内への資機材等納入業者に対して、要求書をもって等現場の環境管理に協力を依頼する。
（簡易包装、騒音の防止等）
- ・ 環境管理組織の確立（取扱責任者、管理、監督者、役割分担等）
- ・ 自社による環境配慮パトロールの実施。

P R

- ・ 建設業のイメージアップの為に、地域住民の理解と協力を得てトラブルのないよう努力する。
- ・ スローガンを掲げる（分ければ資源、混ぜればゴミ等）

その他